

青森県報

号外第百号

令和三年
十一月二十二日
(月曜日)

目次

告 示

- 生活保護法による医療機関の指定……………(健康福祉課) ……一
- 生活保護法による指定医療機関の名称変更の届出……………(同) ……一
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………(同) ……二
- 生活保護法による介護機関の指定……………(同) ……二
- 右 同……………(同) ……二
- 生活保護法による指定介護機関の居宅介護事業所の名称変更の届出……………(同) ……二
- 生活保護法による指定介護機関の介護予防事業所の名称変更の届出……………(同) ……三
- 生活保護法による指定介護機関の廃止の届出……………(同) ……三
- 右 同……………(同) ……三
- 生活保護法による指定施術者の廃止の届出……………(同) ……三
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定……………(同) ……四
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の名称変更の届出……………(同) ……四
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の居宅介護事業所の名称変更の届出……………(同) ……四
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中……………(同) ……四

告 示

示

- 中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の介護予防事業所の名称変更の届出……………(同) ……五
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出……………(同) ……五
- 右 同……………(同) ……五

青森県告示第七百七十六号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和三年十一月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 日
調剤薬局ツルハドラッグ黒石一番町店	黒石市一番町一八九	令和 三・二・一
ハッピー調剤薬局青森おいらせ青葉店	上北郡おいらせ町青葉五丁目五〇の一四八六	〃

青森県告示第七百七十七号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から名称を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和三年十一月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名称	所在地	変更月日
変更前	五戸調剤薬局	三戸郡五戸町字正場沢三の四	令和 三〇・一
変更後	なの花薬局五戸店		

青森県告示第七十七十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和三年十一月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	所在地	廃止年月日
石川医院	十和田市稲生町一九の二八	令和 二〇・四・二〇
①こがわ薬局	弘前市大字本町五一	三〇・七・三
宮野薬局	三沢市中央町二丁目八の四	三〇・九・三〇

青森県告示第七十七十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和三年十一月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護事業者	名称	居宅介護事業の種類	名称	所在地	指定年月日
	主たる事務所の所在地				
東津軽郡今別町大字大川平七字村元三〇の七	認知症対応生活介護	ふれあいの里	東津軽郡今別町大字今別字一四九の中沢	平成 二〇・二・一	

青森県告示第七十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和三年十一月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

介護予防事業者	名称	介護予防事業の種類	名称	所在地	指定年月日
	主たる事務所の所在地				
東津軽郡今別町大字大川平七字村元三〇の七	認知症対応生活介護	ふれあいの里	東津軽郡今別町大字今別字一四九の中沢	平成 二〇・二・一	

青森県告示第七百八十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護事業所の名称を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和三年十一月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区 分	
		名 称	居 宅 介 護 事 業 者
北 な の 花 東	株 式 会 社	主たる事務 所の所在地	居宅介護 事業の種
の三〇	八戸市石堂 二丁目二四	居宅療養 管理指導	居宅介護 事業の種
局五戸店	薬局 五戸調剤	名 称	居 宅 介 護 事 業 所
の三〇	局五戸店	所 在 地	所 在 地
三〇・一	三戸郡五戸 町字正場沢 三の四	変 更 日	変 更 日
三〇・一	令 和		

青森県告示第七百八十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から介護予防事業所の名称を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和三年十一月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区 分	
		名 称	介 護 予 防 事 業 者
北 な の 花 東	株 式 会 社	主たる事務 所の所在地	介護予防 事業の種
の三〇	八戸市石堂 二丁目二四	介護予防 管理指導	介護予防 事業の種
局五戸店	薬局 五戸調剤	名 称	介 護 予 防 事 業 所
の三〇	局五戸店	所 在 地	所 在 地
三〇・一	三戸郡五戸 町字正場沢 三の四	変 更 日	変 更 日
三〇・一	令 和		

青森県告示第七百八十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用

する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和三年十一月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

古川 一	居 宅 介 護 事 業 者		
	名 称	主たる事務 所の所在地	
町五	弘前市大字本	居宅介護 事業の種	
一	町五	居宅療養 管理指導	
一	弘前市大字本	名 称	居 宅 介 護 事 業 所
一	弘前市大字本	所 在 地	所 在 地
三・七・三	令 和	廃 止 日	廃 止 日
三・七・三	三・七・三		

青森県告示第七百八十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和三年十一月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

古川 一	介 護 予 防 事 業 者		
	名 称	主たる事務 所の所在地	
町五	弘前市大字本	介護予防 事業の種	
一	町五	介護予防 管理指導	
一	弘前市大字本	名 称	介 護 予 防 事 業 所
一	弘前市大字本	所 在 地	所 在 地
三・七・三	令 和	廃 止 日	廃 止 日
三・七・三	三・七・三		

青森県告示第七百八十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第二項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定施術者から施術所を廃止した旨の届出が

あつたので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和三年十一月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名	施術所の名称	施術所の所在地	廃止年月日
蛭名 正六	蛭名整骨院	東津軽郡平内町大字小湊字沼館三六の二〇	平成二六・四・六

青森県告示第七百八十六号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第四十九条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和三年十一月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
調剤薬局ツルハドラッグ黒石一番町店 ハッピー調剤薬局青森おいらせ青葉店	黒石市一番町一八九 上北郡おいらせ町青葉五丁目五〇の一 四八六	令和 三・二・一

青森県告示第七百八十七号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例によ

る生活保護法」という。）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から名称を変更した旨の届出があつたので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和三年十一月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
変更前	五戸調剤薬局	三戸郡五戸町字正場沢三の四	令和 三・一〇・一
変更後	なの花薬局五戸店		

青森県告示第七百八十八号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護事業所の名称を変更した旨の届出があつたので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和三年十一月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	居宅介護事業者	居宅介護事業の種類	居宅介護事業所	変 更 年 月 日
変更前	株式会社 なの花東	居宅療養 管理指導	五戸調剤 薬局 なの花薬 局五戸店	令和 三・一〇・一
変更後	八戸市石堂 二丁目二四 の三〇	居宅療養 管理指導	三戸郡五戸 町字正場沢 三の四	

青森県告示第七百八十九号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から介護予防事業所の名称を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和三年十一月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区 分	
		介 護 予 防 事 業 者	介 護 予 防 事 業 所
株式会社 なの花東	八戸市石堂 二丁目二四 の三〇	名 称	主たる事務 所の所在地
介護予防 居宅療養 管理指導		介 護 予 防 事 業 所	
局五戸店	薬局 五戸調剤	名 称	所 在 地
三戸郡五戸 町字正場沢 三の四		介 護 予 防 事 業 所	
令和 三・〇・一		年 月 日 更	

青森県告示第七百九十号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和三年十一月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

古川 一	名 称	居 宅 介 護 事 業 者	
		主たる事務 所の所在地	居 宅 介 護 事 業 所
弘前市大字本 町五一	居宅療養 管理指導	名 称	所 在 地
(紅)がわ薬局		居 宅 介 護 事 業 所	
弘前市大字本 町五一		居 宅 介 護 事 業 所	
令和 三・七・三		廃 止 年 月 日	

青森県告示第七百九十一号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和三年十一月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

古川 一	名 称	介 護 予 防 事 業 者	
		主たる事務 所の所在地	介 護 予 防 事 業 所
弘前市大字本 町五一	介護予防 居宅療養 管理指導	名 称	所 在 地
(紅)がわ薬局		介 護 予 防 事 業 所	
弘前市大字本 町五一		介 護 予 防 事 業 所	
令和 三・七・三		廃 止 年 月 日	

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円